

**太平洋広域漁業調整委員会
第7回太平洋南部会議事録**

平成16年3月15日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成16年3月15日(月)14:00~16:11

2 開催場所

霞が関東京會館 ゴールドスタールーム

3 出席者

(委員)

外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、
亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、長島孝好、山本正喜、伊妻壯悦、
宮本利之、澁川弘、山下東子

(水産庁)

竹谷廣之 資源管理部長

高柳充宏 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐

林希彦 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班経営指導係

小松正之 増殖推進部漁場資源課長

竹葉有記 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

平松大介 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官

石部善也 九州漁業調整事務所長

吉永政信 九州漁業調整事務所資源管理計画官

伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官

佐藤英輔 仙台漁業調整事務所漁業取締係

4 議題

- (1) 平成16年度資源回復計画関係予算について
- (2) 資源回復計画の進捗状況について
- (3) 資源回復計画に係る支援について
- (4) その他

5 議事内容

開 会

齋藤課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会の第7回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日、委員数 22 名のところ過半数を超えます 18 名の委員の御出席を賜っておりますので、部会規定第5条に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは澁川部会長、議事進行をお願いいたします。

澁川部会長

本日はお忙しい中、委員の皆様初め来賓の方々におかれましては御出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、太平洋南部会でございますが、昨年 10 月 8 日に第 6 回の部会が開催されました。前回は、水産資源の状況や資源回復計画の実施状況の報告を受けた後に、マサバの太平洋系群資源回復計画について御審議を賜ったわけでございます。議論がさまざま出ましたけれども、計画案を了承したところでございます。

本日の部会におまきしては、まずは資源回復計画の関連予算について事務局から説明を頂戴し、その後、本部会で所管しております 2 つの資源回復計画につきまして、その進捗状況及び今後の計画の進め方について御審議を賜りたいと思っております。

また最後に、前回の部会で議論になりました、資源回復計画に対する都道府県の支援の措置について、全国の実施状況の説明を頂戴したいと思います。

澁川部会長

議事に入ります前に、本日水産庁から資源管理部長さんが交代しまして、新しく竹谷部長さんにお越しをいただいておりますので、一言ごあいさつを頂戴したいと思います。お願いします。

竹谷資源管理部長

ただいま御紹介にあずかりました、1 月 13 日付で海野の後任として参りました、資源管理部長になりました竹谷廣之と申します。よろしく申し上げます。

本日の第 7 回太平洋南部会に当たりまして、私の方から一言ごあいさつをさせていただければと存じます。

申すまでもなく年度末の大変お忙しい中、委員の先生方におかれましてはお集まりいただきまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

御案内のように、平成 13 年に水産基本法ということで、新しい水産行政が動き始めたわけでございます。そうした中で、資源の問題、特に日本周辺水域におきます資源をき

ちっと適切に保存し、また管理するという問題が最も重要な施策として位置づけられたわけでございます。

それを進めるに当たりまして、幾つかの大事な柱がございまして、御案内のように、この広域漁業調整委員会の制度もその一つでございますし、またそこで御審議いただきます、資源回復計画も大きな柱の一つであるわけでございます。そうした体制が整いまして、ことしの3月で約2年半たったところでございます。

その間、おかげさまをもちまして、現時点におきまして皆様方に真摯な御議論をいただきまして、6つの計画、12の魚種がスタートをしているわけでございます。

そうした中でこちらの南部会におかれましては、一つは御案内のような、先ほどお話ありました、「伊勢湾・三河湾の小型機船底引き網漁業関係の対象魚種」、それから「太平洋全体のマサバの系群」でございます。

その2つにつきまして御審議いただいております、それらを含めまして、これがまず第1グループということで先行していただいているわけです。

また、これに続いて次のグループといたしまして、新たに現在検討に着手したものが4つの計画、10の魚種が続いております、これらもそれぞれ熱心に御審議をいただいているわけですが、それらを含めて、全体に資源回復計画はことし大きな山場を迎えているというふうに認識をしているわけでございます。

と申しますのは、当初の計画は御案内のように、4月から始まります16年度までに、一通り候補魚種については計画を立てたいというのが当初のもくろみであったわけだからでございますけれども、そうした中でひとつサポートをかけて検討を進めなさいいけない節目の年を迎えているというふうに認識しているわけでございます。

他方、2年半ご検討を進めていただく中で、いろいろな課題が具体化してまいってきておりまして、先ほどの部会長のご報告いただく事項にもございましたが、都道府県の方の関与といった問題も大きな課題の一つになってきております。都道府県の財政事情が厳しいという状況もあって、なかなかその関与の問題は難しいところも見られます。

他方、また御理解をいただいております積極的な取り組みをいただいております県もいらっしゃるという状況でございます。

それからもう一つは、資源回復をした後に、回復した魚種の販路をどう開拓していくのかといった、新たなる課題も見えてきているということで、いろいろな課題が見えてきている状況でもあるわけでございます。

しかし、全体として見ますと、ほかの部会ですけれども、第1号の瀬戸内のサワラでありますとか、あるいは日本海側のズワイガニの問題で大きな成果が出つつある魚種も出てきておるわけございまして、そうした成果に続くという形で、熱心に取り組んでいただければと思っている次第でございます。

こちらの部会におかれましても、既に2つのことを実施していただいておりますが、

さらに残された幾つかの課題がございますので、これらにつきましても今年度、前向きに取り組んでいただければということをお願いし、御期待申し上げまして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

澁川部会長

どうもありがとうございました。引き続き、委員会の議事を進めたいと思います。

初めに、お配りしてあります資料の確認を事務局に行ってもらおうと思います。事務局、お願いします。

斎藤課長補佐

それでは、資料を確認したいと思います。

まず、議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿、そして予算関係の資料1、資料2 - 1といたしまして伊勢湾・三河湾の資源回復計画の進め方、資料2 - 2といたしまして、マサバの資源回復計画に係る1枚紙、そして最後が資料 - 3、こちらの支援予算の執行状況という形となっております。皆様のお手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

澁川部会長

よろしいですか。

では、そろっておりますようなので、進めさせていただきます。

議事録署名人の選任

澁川部会長

議事録署名人の選任でございます。

後日まとめられる本部会の議事録の署名人を選出したいと思いますが、これにつきましては、部会事務規定第11条にございますように、会長から2人以上を指名することとなっております。私の方で指名させていただきます。

これまで、名簿の順に従って指名しておりますので、今回の委員会議事録の議事署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方からは亀尾委員、大臣選任の漁業者代表委員の方からは福島委員のお二方をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議題1 平成16年度資源回復計画関係予算について

澁川部会長

それでは議事に入ります。

まずは、「平成16年度資源回復計画関係予算について」でございます。これにつきま

しては昨年 10 月の本委員会において、水産庁の方から財務省に向けての予算要求内容の説明を表したものでございますけれども、その後財務省との折衝の結果がどうなったか、事務局より説明を願うことにいたします。お願いします。

斎藤課長補佐

それでは資料 1、資源回復の加速化等関連予算の資料を使いまして説明したいと思います。

資源管理予算といたしましては、平成 16 年度水産予算の重点事項の中にも、水産資源調査の拡充と資源回復への取り組みの強化ということで、現在、資源回復管理の中心的な政策として推進いたしております、資源回復計画の策定の加速を図るための関連予算の充実を行っているところでございます。

本日は、この中でも特に新規事業や拡充があったものにつきまして、要点を絞って御説明したいと思います。

まず、新規事業についてですが、内容といたしまして、施設整備、栽培漁業対策における資源回復のための重点化といった項目がございます。この内容は、例えば構造改善事業におきまして、資源回復計画に係る施設等の重点整備、または栽培事業においても施設整備、放流について、資源回復計画に係る関連魚種についての重点化を行うこととしております。

すなわち、水産業の基盤でございます水産資源の回復を図るといったことが、水産経営の安定化に最も重要でありまして、例えば、栽培漁業で種苗放流が行われた場合については、その資源回復計画と組み合わせまして、種苗の初期の不合理な漁獲と申しますか、まいた種苗をすぐとってしまうといったことを防止して、その効果を向上させるということを考えた場合に、栽培漁業ですとか、また構造改善のハード事業とも連携を強化して、資源回復計画とともに進めていくという考え方から、それぞれの事業について新しいメニューを立てて、予算を確保したところでございます。

続きまして、資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減に対する支援措置、減船・休漁ということで、資源回復等推進支援事業という項目がございます。こちらの方は、平成 15 年度は予算額がゼロで、16 年概算決定額が約 19 億ほどとなっております、見た目は新規事業に見えるのですが、これは以前より実施してきております休漁に係る、あるいは漁具改良に係る支援事業と、資源回復計画に基づく減船事業の 2 本の事業を今回 1 本に統合したという形で整理したものであって、既存の事業を整理したといった形で、見た目は新規事業になるところでございます。これまでの継続事業を、新たにフレキシブルにやるために統合整理したという考え方でございます。

また、新しい内容といたしましては、支援事業の中に休漁漁船を活用してごみさらいといった漁場保全活動などをするメニューがあるんですが、その中に、回収したごみを処理する費用についても補助の対象となる新しいメニューを組み入れたといった、新し

い内容も盛り込んだところでございます。

続きまして拡充部分といたしまして、資源調査の拡充がありまして、我が国周辺水域等の資源調査ということで、これは約2億円ほどの予算の拡充がなされております。

これについては、特に主なものといたしましては、マイワシ等の浮き魚の資源変動に係る解明を今後していくところでございます。

また、継続する事業といたしましては、資源管理の枠組みでありますTAC制度、資源回復計画、あるいは資源回復計画と連動するTAE制度、あるいは漁業者が行う資源管理型漁業の運営を行うための運用の経費を総合的に見ております、資源管理体制機能総合対策事業といったものがありますが、こちらについてもほぼ前年度並みの予算を確保したところとなっております。

また、前回の部会で漁具、漁法の改良を行います、資源に優しい漁法広域展開促進事業ということで、約3000万円ほどの事業を要求しているところと御説明いたしましたが、こちらの事業につきましては、研究指導課の既存の事業を活用していくということで整理がなされまして、事業化までには至らなかったということを御報告申し上げたいと思います。

以上、平成16年度の概算決定額につきましては、予算状況が厳しい中、資源管理につきましては、その必要性を財務当局にも認めていただきまして、必要額を確保したところでございますので、今後ともこういう予算を活用しながら、資源回復計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

澁川部会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に何か御質問ございますか。

外記委員

大変予算の厳しい中で、今年130%という予算を予定されていたことに対しまして、大変感謝をしている次第でございます。

特に、私たちが最初から希望しておりました、海の中というのは非常にわかりにくい部分がたくさんあるのでなるべく海の調査を積極的にやっていただきたいという希望を申し上げておりましたら、資源調査の充実というところがかなり予算を増やしていただいたということでありがたいと考えております。

ただ1点、減船・休漁予算がございますけれども、これは減船と休漁を一括して約20億ぐらいの予算になっておりますが、この中で減船に対する予算はどのぐらいの額になっておりますかちょっと教えていただきたいと思っております。

斎藤課長補佐

特にこの19億の中で、減船にかかるものがこのくらい、支援にかかるものがこのくら

いという区別はしておりません。要するにフレキシブルに対応すると先ほど申しましたのは、減船の需要が高ければ減船に重きを置いてやっていこうという考え方でございます。

外記委員

わかりました。よろしくをお願いします。

澁川部会長

ほかにどなたかございますか。

ないようでしたら先に進めます。

議題 2 資源回復計画の進捗状況について

澁川部会長

それでは議題 2 番目の、「資源回復計画の進捗状況」でございます。

本部会の所管する資源回復計画につきましては 2 つございます。伊勢湾・三河湾小型底引き網漁業対象種資源、それから先回お諮りしたマサバ太平洋系群の 2 つの計画が進行中でございます。

そこでまず、伊勢湾・三河湾の計画から説明を頂戴したいと思います。

斎藤課長補佐

それでは、資料 2 - 1 を使いまして説明したいと思います。

御承知のとおり、伊勢湾・三河湾の計画は平成 14 年夏より、小型底引き網漁業をまず対象として進めておるところでございます。ただし、当然対象魚種となっておりますトラフグ、マアナゴ、シャコについては、小型底引き網漁業以外の漁業もとっているということですので、資源を効果的に回復させていくためには、資源を利用している者全体が取り組む必要があるということで、資源回復計画の本体にも、今後漁業種類の拡大を行っていくというふうに記述されておるところでございます。

これまで、この漁業種類の拡大、例えばトラフグでしたら延縄、外海底引き網。アナゴでしたら、アナゴ籠、船曳網といったところに対しまして、水産庁の考え方、今後こういうふうな取り組みをしていったらいいのではないかということについて、漁業者協議会なりを開きまして、愛知県、三重県、あるいは延縄漁業でしたら静岡県と、一通り漁業者の方々と意見交換、あるいはその説明をしてきたところでございます。

本部会におきましても、この計画の拡大方針とかについては、部会のたびにご報告しているところでございますが、これまでの進捗状況を踏まえまして、今後の取り組み方について説明してまいりたいと思います。

まず、トラフグでございますが、一番最初に小型底びき網漁業。これは現在の取り組み状況の説明も若干かかりますが、現在の取り組みといたしましては、25cm 以下の小型

魚の採捕の禁止ですとか、休漁、シャワー設備の導入を行っております。

そして、取り組みの方向ですが、25cm 以下小型魚の採捕の禁止については、現在、三河湾と伊勢湾でずれがあると申しますか、伊勢湾は9月から 10 月までの2カ月やっているところ、三河湾は9月の1カ月で終わってしまうといったことがあります。

こういったことで、例えば三河湾・伊勢湾と両方水揚げ者があるところでは、現場が非常に混乱するですとか、あるいは資源保護のためには当然三河湾も小型魚の保護を延長した方がいいということから、こちらの三河湾の周期の取り組みの延長を検討できないかといったことでございます。

ただ、こちらの三河湾でこういうふうな期間に差がつけられた経緯でもあるんですが、三河湾で 10 月まで小型魚をとらないということにしてしまいますと、三河湾の漁業者は全くトラフグをとることができない。つまり、三河湾は水深が浅いものですから、秋になると小型魚の稚魚が全部、10 月以降は外に出てしまつてとれなくなってしまう。要するに、我慢しても利益が得られないといった問題があります。

こういったことを解決するために、例えば延縄、直接利益を受ける者に何らかの負担をしていただいで、こういった取り組みを進められないかといったことを検討しているところでございます。この中身については、延縄の方で少し説明したいと思います。

続きまして、小型底びき網の取り組みですが、休漁といったことで、伊勢湾は2月の休漁があります。これについては、国の支援予算を使ってやるというふうに考慮してきたわけですが、財政事情等々の理由で、三河湾は三重県、愛知県について、なかなか県予算がとれなかったということから、平成 14 年は三重県の漁連が単独で予算を組みまして、三重県だけが休漁。

現在平成 16 年2月ですが、平成 15 年度については三重県、愛知県両方とも休漁はできずといった状況でございますが、平成 16 年、来年2月になるわけですが、こちらの方の休漁につきましては、県の御尽力もいただきまして、県の予算が確保できる見通しということで、いよいよ具体的な休漁がスタートするということでございます。

ただ、休漁については、一斉に休漁してしまいますと漁獲物が全くなくなってしまうということで、流通の問題があるということから、平成 16 年度、つまり来年2月の休漁につきましては流通に配慮いたしまして、全船一斉休漁ではなく、時期ですとか、あるいは海域を区切りまして交互に休漁するという方式で、両県足並みをそろえて実施していきたい。これで今後具体的に、どういうふうに行っていくかといったことを詰めてまいりたいと考えております。

そして、小底の最後にシャワー設備の円滑な導入というのがありますが、これについては今年度、愛知県で対象となります約 300 隻ぐらいの漁船につきまして、支援事業などを使いましてシャワー設備の導入を行い、既に対象となる漁船にはつけたところがございます。

三重県は、こういった愛知の結果を見ながら、今後導入時期を検討していくこととなっております。

シャワー設備は、これまでも生産率が上がるとか、愛知県水試の方でまとめられたデータなども発表されておりまして、確実に効果があるものと考えておりますので、なるべく早く導入を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、トラフグの延縄でございますが、こちらの方は関係県、静岡県を含めまして3県があります。そして現在の取り組みですが、それぞれの漁業者組合で、漁期ですとか開始時間、漁具数、サイズといったものをかなり厳格に決められて、自主的な取り組みが進んでいるところとなっております。

そして取り組みの方向ですが、まず1つは、現在自由漁業ということなので、これ以上漁獲努力量を増加させないためにも、許可制の移行を検討したらどうかといったことがあります。

ただ、これについては現在自主的な規制などで非常にうまくやられていると。かえって許可制に移行したら混乱するのではないかという話。あるいは、資源回復計画に基づいて、何らかの取り組みをして支援措置を受けようということになれば、許可制にして漁業者数を確定していく必要があるんですが、具体的に支援措置の題材みたいなものもないということから、とりあえずこれはどういうふうな取り組みをしていくのかといった状況を見ながら検討していくこととしたいと考えております。

次ですが、先ほども説明いたしましたとおり小底の取り組み。要するに我慢するものと、それから受益を受ける延縄が異なることに対応いたしまして、小底が秋の取り組み、三河湾の再放流の時期を1カ月延長することになれば、再放流の費用というか、我慢する応分の負担を出した上で、小型底びきにそういったことを取り組んでいただくといったことを検討しております。

これについては3県の漁業者の方から、費用対効果を見て効果があるなら検討したいという意見をいただいております。

また、県や魚連の方からは、資源の全体像を明らかにして、どういうふうな効果があって、どういうふうになるのか。栽培漁業との関係はどうなるのかといった、全体像の中でわかりやすく説明していくことが必要ではないかという意見をいただいているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、こういった意見を踏まえまして、トラフグの資源管理の全体像を説明しながら、三河湾が10月に休漁した場合にどれくらいの効果が上がるのか、どれくらいの費用を負担しなきゃいけないのかといったことを十分に精査しつつ、具体的な数値を持って、漁業者に再度説明していくというふうに考えております。

2ページをごらんください。これもトラフグですが、愛知県の漁業種類で外海底引き網があります。トラフグにつきましては、産卵場、産卵期が非常に限定されているとい

った特性があります。

また、漁業の実態として、産卵期、産卵場所においても、雌がなかなか漁獲されにくいということもあります。すなわち親魚、雌の保護をしても、なかなかそれが実効性の伴うものではないといったことがあります。

このため、雌を保護するというよりも、産卵された卵を保護していく、産卵場を保護していくという考え方から、時期なり場所を限定して、外海底びき網漁業に対して、その時期、その場所については禁漁する等の取り組み方向が考えられないかということでございます。

こういった取り組み方向について、漁業者の方からは、効果がどれくらいあるのか具体的に示してほしい。あるいは経営支援策について、どれくらいのものが考えられるのかを提示してほしいという意見をいただいております。

また、県水試からの意見等でございますが、なかなか産卵場の保護、資源量に及ぼす影響を数値で示すのは難しい。あるいは支援事業については、外海底びき網の一部分だけの取り組みということから、受益は難しいのではないかという意見をいただいているところでございます。

こういった意見をいただいているところですが、できる範囲の中で、産卵場の保護について、今後どうしていくのかといったことについて、さらに具体的な案を作成いたしまして、また外海底びき網漁業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、下に中型まき網というものがあって、三重県1隻の操業実態となっておりますが、これについても産卵場の産卵期に外海底びきと同等の操業をしているということでございますので、外底の取り組み方針がある程度決まった段階で、中型まき網についても外底と同じ取り組みをしていただけるように、漁業者に打診していくこととしております。

以上がトラフグです。

3ページにまいりまして、続いてマアナゴにいきたいと思います。小型底引き網の取り組みは、トラフグの取り組みと同様でございます。25cm以下の小型魚の採捕の禁止ですとか休漁とか、こちらの方は今ご説明申し上げたとおり、小底の方で進めてまいりたいということでございます。

そして、漁業種類の拡大でございますが、まず船曳網が、マアナゴの稚魚、ノレソレと呼んでおりますが、こちらの方をとっているということで、現在の取り組みといたしましては、業界の中でノレソレの狙いどり。要するに、狙ってとるのはやめよう。混獲されてしまうのはある程度仕方ないんだけど、狙ってとるのはやめようという申し合わせがなされております。

そして、今後の取り組み方向ですが、ノレソレ保護のために混獲禁止は当然だけでも、さらに一歩進んだ措置ができないかといったことを検討していきたいということで

ございます。

漁業者からの意見等ですが、いろいろ実態を調べていきますと、混獲ということですが、正確なデータはないんですけども、実態上はどうやらかなりの漁獲量が上がっているようだということでございます。

ただ、漁業者の話では、当然ある程度数量がどかんととれると価格が暴落するといったこともあり、そういったことから資源を当然守りつつ、数量規制みたいなものを入れていったらどうだという意見も得られております。

これについての今後の取り組みですが、こういったふうにある程度漁獲実態があるということですので、単純な専獲禁止にとどまることなく、一定の漁獲量制限について、イカナゴも現在行われているところですが、大いに取り組んでいくというところで、まずは現在大体どれくらいとっているのか、どの時期にどれくらい漁獲があるのかといったことを、実態調査ということで、愛知県、三重県の関係県により実態調査を進めていく。その調査結果をもとに、一步踏み込んだ取り組みについての具体案を決めて、さらに漁業者と協議していきたいと考えております。

続いてアナゴの最後ですが、アナゴ籠漁業種があります。こちらの方は現在のところ自由漁業となっておりますが、現在の取り組みといたしまして、小型底引き網漁業の取り組みと同様に、25cm 以下放流といったことをやっていきたい。あるいは自由漁業ということですので、漁業者に相談する窓口、組織化を進めてまいりたいということでございます。

そして小型魚の保護ですが、漁業者に意見を聞きますと、やはり船曳網のノレソレの保護を徹底すべきでないかという声も聞かれております。

ただ現在、小型魚についてはとってもあまり売れないしお金にならないということで、一部漁業では既に25cm 以下はとっていないということとなっております。

また現在、愛知県、三重県の協力を得ながら漁業者協議会などを進めているところでございますが、今月9日、愛知県のマアナゴ、籠漁業者が集まった漁業者協議会においては、小型魚の保護、25cm 以下の放流については大筋で合意できたということでございますので、早ければ本年10月ぐらいまでには資源回復計画の中に入っていくことを目標に、今後進めていきたいと考えております。

そして、組織化の推進ですが、底びきとの調整問題が別途挙がっておりまして、これは連合海区の方で話し合われているところですが、このためにも組織化を今後さらに進めていくというふうにしております。

またあわせて、現在自由漁業ですので、許可制への移行の検討がありますが、これについてはまた別途検討ということとしております。

主な点は以上のところで、最後に4ページのシャコにまいりたいと思います。シャコについては、漁業種類の拡大といったことではなく、とっておるのが小型底びき網が中

心ですので、小底の取り組みの拡充といった形になります。

新しく出てきたところで、一番下に書いてありますが、小型魚保護の充実といったことがあります。これについては愛知県の一部の漁業におきまして、小型魚の保護、1日当たりの漁獲量制限を行っておりますが、こちらについて既に設置いたしましたシャワー設備の効果を向上させるといった観点からも、これを湾全体の取り組みに広げていくことを目標に、まずは漁獲実態の把握に今後努めていきたいと考えております。

以上のとおり、今後、関係する漁業者の方々の理解を得ながら、資源を利用する者すべてが回復に取り組んでいく。みんなでいいものをつくっていくという形で回復計画を進めてまいりたいと考えておりますところ、よろしくお願ひしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明ですが、伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の対象資源ということで、トラフグ、マアナゴ、シャコを対象とした資源回復計画であります。当然、小型底びきの諸規制の具体的な取り組みが始まっているだろうと思えますけれども、同様、3種類の魚種をねらう他の漁業の取組体制が整いつつあるという状況ではないかと思われま。

関係者のご努力が続いていると思うのでありますが、事務局の説明に関連しまして、ご苦勞なさっております愛知県、三重県の鈴木委員、迫間委員、何かご発言ありますか。

鈴木委員

愛知県の海区漁業調整委員長の鈴木でございます。

ただいま水産庁の方からの御説明があったとおりでございますけれども、愛知県としては小型底びきのシャワー設備については、伊勢湾・三河湾全部終了いたしました。そして、効果ということになります。入れたところで、今からシャコが曳けるわけですが、小さいやつは逃がすんだけど、その効果はまだわかりません。

しかし当然、小さいやつを生かして、そして逃がせば、効果は1～2年のうちには出てくるんじゃないかなと、私は確信をしておりますのでございます。

なお、またフグの問題につきましては、愛知県の渥美外海沖に、親フグが4月ぐらいになると集中して寄ってきます。しかし、今ここにも書いてあるとおり、大きなフグは来るんだけど、雌のフグは1%ある、なしで雄だけだという話も聞いておりますが、これも何とか三重県に対しても、また隣船の組合の皆さん方ともよくご相談をして、産卵場所へ来たときにそのフグをつかまえんように、今後進めていく予定でございますので、きょう、愛知県の関係が方が見えますが、ひとつそういうように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

澁川部会長

ありがとうございました。

迫間委員、一言。

迫間委員

三重県の迫間でございます。

先日、アナゴ籠漁業の方で聞き取りをやりましたところ、アナゴ籠は、揚がったアナゴは全部船の水槽で生かしてきて、港へ来てから選別して出すんですけども、25cm 以下ということを徹底していなくて、大体小さいと思うのをみんな籠に入れて、また港へ再放流するんですが、鵜がたくさんいて、放して泳いでいくのをどんどんどんどん食べてしまう鵜が何とかならんかという話がありました。

小型底びき網については 25cm 以下は徹底して放流をしているということ、前年度聞いたところでございますけれども、アナゴ籠の方は愛知県のアナゴ籠業者とも話し合いの途中でございまして、徹底して 25cm 以下を放流することには、まだ疑問があるようなことを言っていました。

シャワー設備についても、あれをやっていいのか、悪いのかちょっとわからないという話も出ておりましたので、そういうことでひとつ、よろしくお願いします。

澁川部会長

ありがとうございました。

御両者の方の御相談も密度高く、ぜひともお願い申し上げます。

関連してフグで、静岡さん、お願いします。

橋ヶ谷委員

静岡は延縄でフグをとっているわけですが、ここにもありますように既存の枠組みでうまくいっているということで、25cm 以下は放流ということで、現状では許可制とかいろいろありますが、愛知県の皆さん、三重県の皆さんと話し合いで今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

澁川部会長

どうもありがとうございました。

ぜひとも進めていただきたいと思います。

本件について、ほかに御質問ございませんか。

本城委員

3つばかり。前に御説明聞いたのかもしれないんですが、トラフグの場合には、産卵期になると雄と雌が別の集団行動をとるという話をちょっと聞いているんですけども、その辺が漁獲のされ方に何かきいてきているところがないかというのが第1点です。

それから第2点は、マアナゴのお話がありましておもしろかったんですが、どこだか忘れましたが、最近 30cm ぐらいのアナゴをとってきて養殖していますね。それで、成長

が自然に比べて3倍ぐらいいいという話なんです。そうすれば、その辺の技術もこの中へ取り込むと役に立つんじゃないかなと。それはたしか、新魚種開発協会の新しい資料の中に紹介があったと思います。

3点目は、シャコに小型魚というのはちょっとなじまない、魚じゃないから。何か別の言い方をした方がいいんじゃないかなと思います。

以上です。

澁川部会長

3点ですね。

まず最初に、トラフグの雄、雌の行動は別だという話で、その辺何かコメントすることはありやなしや。

斎藤課長補佐

ちょっと手元にデータが出てきていないので、産卵行動については、関連する水試なりにでも少し聞いてみて、また後日にも説明することがあればしたいと思います。

そして、2点目のアナゴのご助言ですが、今では考えていないところですけども、そういったことがあればまた相談してまいりたい。

3番目の小型魚のお話は御指摘のとおり、少しまた直させていただきたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

先ほどからシャワー方式の中で慎重な御意見がありましたけど、実は先週、全漁連主催の西日本ブロックで、きょうもお見えになっておりますが、県庁の柴田さんが非常に丁寧に説明されておりました。

確かに状況によって効果というのは差がある。ただ、ある程度夏の暑い、本当にかんかん照りのところには、シャコを揚げたら鉄板焼きみたいになってあつという間に死ぬのが、75%生き残ったと。それも、普通の海水を使っただけでは水温30度ぐらいですから効果がないんですが、それを冷却を通して10度下げることによって非常に効果があるということです。それは少なくとも試験的に30数隻導入した人たちは、柴田さんいわく、効果は絶賛のあらしであったと。

だからそういうことですので、どんな技術も地域と使い方によって差があるということでありまして、決して全面的に否定される必要はないんじゃないかと。使い方によっては十分効果がある。

それから聞くところによりますと、これは西の方で聞いたんですが、熱いお茶が飲めるようになったという人がいます。どういうことかといいますと、乾いたところにシャコを置きますと、シャコは自分の体を保護しようとして粘液を出すらしいんです。それを素手でつかまえますと手がものすごく荒れて、手の皮が薄くなって、家に帰ったとき、熱いお茶の入った湯のみをとてもしゃないけどつかめないんだそうです。つまりそういう形で、漁業者は非常に日ごろ苦労している。

それをシャワーを流すことによって、手が荒れないものですからお茶が飲めると。だからシャワーの効果は実は、漁業者が家で熱いお茶をゆっくり飲める効果もある。余談ですがそういうのもありますので、まず漁業者に体験していただければこれは続くと。

非常に簡単な技術です。全国でもいろんなところでやられていまして、それなりに工夫していますが、愛知の場合はこういう制度を一気に 300 隻全隻入れたということが、一つの効果だと思います。

澁川部会長

小松資源課長からコメントがあるそうです。

小松漁場資源課長

1 番目の質問ですが、私も書類を読むだけなんですけど、何かの参考になればですが。伊勢・三河湾系群のトラフグの場合、産卵期が 4 ~ 5 月ですが、前から伊勢・三河湾周辺の産卵場では性比が著しく雄に偏る。これは、雌が産卵後、速やかに産卵場から離れるのに対し、雄が長くとどまるという本州特有の産卵生態、これは 96 年の藤田さんのレポートにあるそうです。

今、これ以上はわかりませんが、いろいろ聞きながら調べてみたいと思います。

本城委員

有明海でもそうですね。先に雄が来るのか雌が来るのか忘れちゃいましたけど、別々に入ってくるんですね。

澁川部会長

ほかにございませんか。

それでは、次の案件に入ります。

マサバ太平洋系群の資源回復計画の実施状況を、事務局から説明をお願いします。

阿部課長補佐

水産庁管理課 T A E 班で課長補佐をしております阿部と申します。ここ以降、資料 2 - 2 と 2 - 3 につきましては、私の方から御説明させていただきます。

1 枚紙の資料 2 - 2 をごらんください。マサバ太平洋系群資源回復計画に基づく大中型まき網漁船のサバ類操業統日削減実績でございます。

前回の太平洋広域漁業調整委員会及び太平洋北、太平洋南の両部会におきましての審議の事項の大半を、このマサバ太平洋系群の審議に費やしたところでございますけれども、そのとき我々の方から資源回復計画について説明させていただきましたことを振り返りますと、まず、マサバ太平洋系群資源回復計画の骨格としては、マサバについては 90 年代は 2 回、卓越年級群の発生があった。また、2000 年代に卓越年級群が発生するんじゃないか。その卓越年級群の発生を、2004 年級群が卓越年級群が発生するという前提で物事をまず仕組んで、資源回復計画をつくり出すということにしておきました。

それで、資源回復計画は漁獲努力量の削減により、資源を保護することによって資源

を回復させようというものが主体となって取り組むものでございますけれども、その削減の手法につきましては、その資源の8割ぐらいをとっている太平洋北部で操業する大中型まき網漁船が、休漁もしくは減船により漁獲努力量を削減し、資源を取り残すことをすることになっておりました。

削減率でございますけれども、大中型まき網漁船のマサバに係る操業というのが、サバの資源量と操業統日の過去の関係で、相関関係があることがわかっておりますので、その関係を用いまして、推定する資源量に対して、どれぐらいの大中型まき網の操業が想定されるかという、想定操業統日をまず最初に調べて、それを最低の年で10%、5年計画であります。最高年、卓越年級群が発生する翌年については30%の削減になるような削減をしますという、資源回復計画の中身になっていたかと思えます。

それで、大中型まき網漁船が行う削減措置のうち、係船休漁につきましては、太平洋北部で操業する大中型まき網すべてが対象となるわけでございますけれども、そのうち特に過去5カ年のうち、かなりその海域での操業実績のある船については、資源回復計画推進支援事業という、国、県、漁業者が3分の1ずつを負担して、係船休漁する漁船の経費負担をしようという事業でございますが、この事業を使って支援をしていきますという話をしました。

また、係船休漁の方法でございますけれども、サバ資源につきましては、いつ、どこで漁場が形成されるかというのが全然想定できない。いつ、どれぐらいの規模で発生するかというのがわからないので、係船休漁の方法としては、過去の実績からサバがある程度とれる期間について、あらかじめ日程を決めて休漁する定時休漁と、それとサバがとれる数量、水揚げ量に対して、大体これぐらいの数量をとれた翌日には休みましようというふうな、量に関して休漁を行うことを決めた臨時休漁をあわせて、休漁を設定するという話もさせていただいたかと思えます。

平成15年度におきましては、大体11月から3月までの間に150統日を削減することを説明させていただいて、それを過去、かなりそこに依存する率の高い漁船で割ると、1隻当たりが大体5日から6日ぐらい休漁するという条件になっています。

15年度につきましては急遽実施することになりましたので、本来は国、県、漁業者がそれぞれ休漁支援の3分の1ずつを負担するというものでありましたが、関係県の予算措置が秋の時点では間に合わないということで、15年度については国が3分の1、漁業者が3分の2を負担して実施することになりました。

前回の部会では、16年度については都道府県から予算が出せるように努めるという話もあったかと思えます。そういうふうなもとで、マサバ太平洋系群資源回復計画がどうなったかということ、今から説明させていただきます。

前回の部会でかなり委員さんから意見が出まして、修正することになりました。その修正も踏まえまして10月23日に、マサバ太平洋系群資源回復計画につきまして公表し

ました。

当初、事業実施期間になります北部太平洋、まき網漁業協同組合連合会の方と打ち合わせしたところでは、定時休漁については 11 月から 3 月までの間、各月第 2 火曜日に休みますという話をしておりました。それで、第 2 火曜日を 11 月から 3 月まで休む。ただ、第 2 火曜日を必ず休むかどうかというのは、まず 1 つ、その日がしけであればやらない、先送り、別の日を設定しますということと、サバの姿が 1 週間前から見えないということになればまた別の日にしますということで、15 年度であれば 6 日間の設定の休漁を実施するというルールになっておったわけですが、この資料では第 1 回、第 2 回と第 3 回ということで、定時休漁を実施した実績を載せております。

第 1 回目でございますけれども、11 月 18 日の正午から 11 月 19 日の正午まで、24 時間休漁を実施します。ここで、実は第 3 週目の第 3 火曜日になるんですけれども、事務手続が間に合いませんで、第 2 週は見送らざるを得なかったということで、第 3 週に実施しました。

このときに、特に当該海域でのサバ類操業に依存度の高い 33 力統のうち 20 隻につきましては係船休漁を実施していただき、また 13 隻につきましては他海域での操業とか、サバ類以外の操業でありますとか、太平洋北部でサバ類をとるという操業には従事していないということで、第 1 回目の定時休漁の削減実績としては、33 力統が削減したという実績として取り扱わせていただいております。

ちなみに参考でございますけれども、休漁日前後のサバ類の漁獲量でございますが、1 回目の休漁の 1 週間前から前日までの間で、500 t 弱のサバ類の水揚げがありました。また、休漁日後 1 週間ありますと 139 t の水揚げがあったということでございます。

第 2 回目の定期休漁を、12 月 9 日から 12 月 10 日にかけて実施しております。このとき係船休漁した統数は 20 力統でございます。他海域、またはサバ類以外の操業を行った統数は 13 力統で、計 33 力統となります。

このときの休漁日前後のサバ類の漁獲量でございますけれども、休漁前の 1 週間の実績でありますと 707 t、休漁日後でありますと 2124 t でございます。

続きまして、第 3 回目の休漁でございますけれども、年を明けまして 1 月 14 日から 15 日となります。この日につきましては、第 2 火曜日が市場の休漁日と重なったものから、日をずらしまして 14 日から実施することになりました。

係船休漁を実施した統数でございますけれども、28 力統です。また、他海域での操業、もしくはサバ類以外を操業した統数としては 5 力統ありましたということでございます。

この休漁日前後のサバ類の漁獲量でございますけれども、休漁日前に 551 t の漁獲がありました、休漁日後はサバ類の漁獲はありません。

第 4 回を本当は 2 月、第 5 回を 3 月に予定しておったところでございますけれども、皆様御承知のことなのかもしれませんが、太平洋北部海域におきまして、第 3 回のとこ

るにあります 551 t の漁獲から、さっぱりサバが見当たらなくなりまして、当初の北まきとの打ち合わせの実施要領において、サバ類が見かけられないときは休漁を見送るという要領に基づいて、第4回、第5回の休漁は実施しておりません。

第4回、第5回は実施していないんですけれども、今後3月中にまたサバ類の漁場が形成され、漁獲が発生するようなときには実施する。もしくは、当初は来年度ですけれども、4、5、6月という春から夏にかけてはサバの休漁を設定していなかったんですが、今、北まきと相談しておるのは、このときに、もしサバが漁場形成された場合には休漁することも考えていくということで、今話を進めております。

係船休漁につきましては以上でございます。

続きまして、減船の方です。これは資料には載っておりませんが、資源回復計画策定から本日にかけまして、減船の方ですが、ミニ減船、運搬船1隻の減船を2月に実施しております。これは運搬船1隻の減船を実施しています。また、1カ統の丸々減船する本減船につきましても、現在、事業実施期間の北まきの方と調整中でございます。この3月末までには1カ統の減船について書類上整えて、減船対応したいと思っております。

16年度の実施でございますけれども、先ほど簡単に申し上げましたが、4月から6月、当初予定していなかったんですが、このときについても係船休漁を実施するというので、現在調整中でございます。

この考え方としては、15年度に実施すべき休漁を16年度に持ち越して延長して、16年度の4、5、6についても、15年度の枠内で実施するという方向のものでございます。

16年度につきましては、一番最初の方の説明でも申し上げましたとおり、国、県、漁業者が3分の1ずつという事業の実施要領にのっとった休漁ということで、漁業者の方に休漁を実施していただくということで、前回部会以降、水産庁、また業界の方も特に予算が厳しいと言われておりました関係当県の方に出向いて、予算の確保についてお願いをして回ったところでございますけれども、現状では、各県とも予算が確保されなかったということでございまして、この結果を持って、事業実施期間の北部太平洋まき網さんと相談したところ、資源回復計画の重要性をかんがみると、つかないからやらないわけにはいかないということで、漁業者の了解を得た上で、16年度の休漁においても国3分の1、漁業者3分の2の負担で実施するという相談をし、北まきの方ではそういうふうなことで漁業者の理解を得られているということでございますので、そういうふうな方向で係船休漁を実施していきたいと考えております。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいま、マサバ太平洋系群の資源回復計画の実施状況について事務局から説明をい

ただいたんですが、本件につきましては先回、たくさんの御議論をいただいたところでございました。これはたくさん御質問等のごございましたところでもありますので、外記委員、何か一言ございませんか。

どうぞ。

外記委員

水産基本法に基づきます持続的資源管理ということで大変難しい案件でございますけれども、マサバ資源回復につきまして、卓越年級群の発生を待たずに、毎年減船または休漁するということで新しい資源管理方法が走り出したわけでございます。

私、いろいろ考えておりました、定期の休漁が果たして実際の海に合ったものかなと考えております。ということは、11月の定期休漁の時点におきましては、銚子沖におきまして、ほとんどマサバの若齢魚がいなかったただけれども、決定されたから休漁をしたということを仄聞をいたしました。あくまでもこれは資源をふやすということなので、机の上だけで考えて休漁をやって果たしてサバの資源が回復できるかというふうに考えております。

もう1つは、今、水産庁と北部太平洋のまき網でいろいろ相談をされまして、定期もしくは臨時の休漁を計画されているようでございますけれども、私はもう1つ、学を入れて、産官学という形の中で休む日を決めた方がよろしいんじゃないかと考えております。

というのは、業界はもちろんでございますけれども、学者も長い間北上、南下をするマサバの群れが、どこに、いつの時期に固まるかということは過去の統計からいっても大体推定されるんじゃないかと考えております。

したがって、今、全さんまは目的はちょっと違いまして、あれは価格維持が目的だと思えますけれども、結構生産調整をしております。こちら側は価格調整はもちろんでございますけれども、魚をふやすという目的でっておりますので、その辺を大体年間のどの時期にどこの場所に魚が集まるということを想定した中で、ごく少数の北部太平洋のまき網と、水産庁と学者を入れたそれなりの権限を持った方が、海に魚が泳いでいる状況を常に把握して、その時点で決定をして、じゃあ、この1週間、例えば銚子沖なら銚子沖に南下する若齢魚がいて、結構水揚げされているから、1日この時点で休漁をお願いするという方法でやらないと都道府県全体の御理解も得にくいんじゃないかなと考えておりました、あえてきょう私から御提案申し上げた次第でございます。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

本城委員、何かございませんか。

本城委員

はい。

澁川部会長

では、佐藤室長から。

佐藤資源管理推進室長

では、私の方から。

今の外記委員の御質問は多分明日も出ると思うんです。北の部会でサバの資源を回復するのに、定時休漁という手法が本当に有効なのかどうか。数量管理を入れたらいかがかという提案があったわけです。

私どもはこれは後で、専門家であるまき網の委員から、同じか、またもっと別の意見があるかもしれませんが、私どもは一般的に現在のマサバのように、低位にある浮魚資源というのは、その資源変動を起こす最大の要因が新規加入量。つまり、網に入ってくるときの差が物すごく振れる。これが資源をどのぐらいとっていいかを変動させる要因である。

もう1つは、底魚と違って、あそこに行けば必ずある程度網に魚が入るところの、漁場形成が難しい。だから私どもとしては、仮の漁獲数量を設定しても、それを毎日例えば5 tずつ上がるものであれば、これはある程度できるけれども、こういうものはなかなか難しいのではないか。しかし、何らかの形で削減しなければならないから、魚がとれそうもない日を選んで休むのではなく、どういう条件があってもその日に実施するというものをやれば、確率的には削減できるであろうという形で、TACという大きな意味での数量規制の下、それ以上の努力量を削減する場合の定期休漁を行うこととした。

これからがちょっと専門的になるんですけども、11月から2月下旬までの4カ月間、121日間あるんです。これで市場の休みとかしげとか、それから今回の場合は正月が入ったんですが、実際に沖に出られたのは67日間、つまり55%しか沖に出ていません。

それで、何らかの形で報告があった、マサバがとれた日というのが33日間ですから、沖に出たうちの半分なんです。さらに、10カ統以上がマサバを巻いた、つまり、1日に100 t以上の漁獲があったのが、さらにその半分です。つまり、121日のうちに沖で実際の漁場形成があったのは16日ですから、結局13%。つまり、沖に出れる日が半分、その日の半分しかマサバに当たらない。その半分のうちぐらいしか100 t以上はとれない。

それも、例えばとれる日に500 tなり300 tがコンスタントにとれるんだったらいいんですが、わずか16日間である程度漁獲がまとまったときも、100 tから1200 tの漁獲量の幅があるんです。

かつ困ったのは、1月明けて、ここにありますが550 tぐらいぼんととれたんですが、それ以後ぱったり魚群が来なくなった。

過去の例を見ると、今年は1月は500 tですけど、去年は7 tしかとれていない。そ

の前の年は1万t、その前の年は約800t。2月で見ますと、ことしはゼロです。去年が700t、その前が5000t、その前が1万5000tなんです。

そういうことで、結局、先ほど言いましたように、私らもいつ休めば削減できるのか、どこでどういうコントロールをすればいいのかということが極めて予想がつかないので、

しかし、例えば冷凍魚のように漁獲変動に魚価が影響受けにくいものはいいんですけども、こういうものというのは1日1000t揚げて、仲買人さんに「今年の分一度に全部とりましたので、どうぞ値段ください」というわけにいかない。そうすると市場も、「今年はこれで終わり」というわけにはいかないから、ある程度コンスタントに持ってきてもらいたい。

これはどの漁業も一緒ですけども、出れる日が不確実で、出たときの漁場形成が極めてスポット的で、かつその日にとれる漁獲量に相当な幅のばらつきがあるものを、どういうふうにももって、どういう手段で削減すればいいかというのは難しい問題です。

正直いって今回もまき網の方と、さあ、いよいよ1週間前、10日前になって、今度の休漁を発動するかどうかということを通日協議するわけです。

例えば最近はとれたんですけどその後しけでとれなくなった。しけの間に漁場形成が続いたのかどうか分からない。しけが終わったら、次に市場休みが入った。つまり、その間の沖の情報には完全に空白になってしまうんです。

そういうことを通日悩んできたときに、本当に一番欲しい情報は、実際漁場にどのくらいの魚群が存在するのかというもの。それがわかれば、我々としても大いに各者の意見を入れながら、今日はこのくらいにしておけば明日も今日の分程度は獲っているなどと言える。

卓越年級群が入ったときは、1992年はたしか11カ月間で25万tぐらいとれていますから、大体月2万tぐらい揚がります。今回みたいに、4カ月で1万3000tと違います。そうなりますと、月に10日から20日間のぐらいで漁場形成され、かつ毎日数千t単位での水揚げが想定できます。

そういうことになりますと、まさにサンマと同じように、きょう我慢しても明日獲れる。明日だめでも明後日、今月我慢しても来月くるということになれば、一定の数量管理は私は可能になってくると思う。

だから今の段階では、あくまで休漁という手段で、実施日を意識的に変えることなく、必ず決め打ちでやっていこうと。

効果的な休漁は、漁獲が連続して続きそうなきにはやっていただく方がいいんですが、船団全体の行動予定等もありますので、突然今日になって即時に実行というわけにもいかないということがあります。

それと、とにかくとれ始めたら3割まで休漁率を上げます。休漁率を上げるというの

は、出漁できる日の休漁率を3割まで落とすわけですから、かなりの削減になります。さらにその日に1日当たりの漁獲量上限を定めます。市場の収容能力との間で、ある程度の数量抑制を日々のできるのであれば、これは休漁と1日当たりの削減の上限を置くことによって、過去と同じような漁獲量がもし来るとすれば、かなりの削減率になると思う。

ただ、今回の今言った削減の効果がどのくらいあったかというのは、これではわからないんですが一応申し上げますと、68隻日数休んだことになっています。実際にこの4カ月間で沖に出てサバをとった日のすべての報告が389日ですから、これを合わせると457日になります。そのうちの分子が68となりますと、単純にこれを比較すると14.9%。つまり、もしとめなかったら沖に出たろうというのと、とった日にちの数字を合わせると15%くらいになります。

目標では10%削減しようということですから、隻日数だけからいくとそこにいきますけれど、じゃあ、実際にその日に沖に魚がいたのか、その日にとり控えたことによって、その魚がまた引き続きとられたのか、それとも魚群移動したのか、そこを正確にあらわせと言われても、これはわからないですね。

だからこの辺は、今の10%程度では解析は無理かと思うんですが、いずれにしても資源の全体的な評価が後日行われる。管理措置がなくても加入がよければ資源はよくなります。管理措置をかなり厳しくても加入が悪ければ、これは結果として資源は引き続き減ずる。しかし、浮魚のようにそもそも変動の大きな魚で、その中から休漁によってどのくらいの効果があったんだろうというのが引き出せるかどうかということについては、ある程度大胆な休漁をやらないと要因分析が難しいかなと考えられます。

しかし、大胆なことをやるというのは、当然まき網にとっては、船がずうっととまるということになります。そこら辺については、経営との問題を選択してやっていかざるを得ないと思います。

話を戻しますが、まさに外記さんの言っているような、本当にこの時期においてどういう手法をやればいいのか。ある程度港に水揚げし、かつ長期休漁をまき網はせず、ある程度休んでは出る、休んでは出るということで、経営に対する影響を最小限にしながら資源管理効果を出す方法があれば、我々としてもどんどんそれを入れて、具体的な管理装置に反映させていきたい。これは本当にやってみて初めてわかったということですので、そういうこともできるだけ取り組んで、どんどん意見をいただきたいと思います。

澁川部会長

山下さん。

山下委員

マサバのことについて、今説明はありましたが、私も2つほど質問したいことがあります。

今、マサバの資源回復について非常に苦しい時期だというのは、二重の苦しみがあると思うんです。1つは、卓越年級群が来ていないということと、それにもかかわらず、卓越年級群が来たらやり始めましょうということを先に前倒して、今サバのいないときにやっているというのが苦しいところだと思うんです。

そのことと、もう1つ苦しみが出たのは、来年度も都道府県、予算措置をとられるところがなかったということなんですが、この辺の関連といいますか、都道府県の方ではどんなふうにお考えなのかというのが質問の一つです。

と言いますのは、昨年この話が出たのは10月とか11月とかで、予算は夏ぐらいからずっと府県の方もお立てになるので、その時期が悪かったから来年度はつかないのか、それとも何か制度ということ、いわゆる根本的な制度設計に関連して府県の予算がつかないのか。そろってどの県もつかないというのは、非常に無視できないことではないかと思うので、それを教えていただきたいと思います。

それからもう1つは、卓越年級群のことに戻りますけれども、研究側といいますか、例えばこの現象について、今のところどういうふうにお考えなのか。既に半年間、ないと言いながら漁獲があったわけですから、その組成であるとか、それと過去からのトレンドから言って、今はボトムでさらに卓越年級群が来る兆候があるのか、全く構造的に漁場というものが転換してしまった、別の世界にいるというふうには考えなければならないのか、その辺を。全く研究側の見解がないままに、今袋小路に入るのは余りよくないだろうと思いますので、それもきょうぜひ教えていただきたいと思っております。

澁川部会長

質問は2つあったわけですね。1つは、県の支援がない根源的な理由があるんじゃないかという話が1つです。

2つ目は、卓越年級群の行方。私の経験ですと、1990年代に2回あったわけです。1990年代に2回あったときに、関係漁業者がみんなまき網に操業を自粛してとり控えてもらおうという話がかつてありました。

ところがそのときは、何ら手札がなかったんです。空手で、「君たち、休みなさい。休んだ方があんたのためになりますよ」。それだけでとり控えるようにみんな言うて回ったんですよ。そういう経験が2回ありました。

やっと今回、国が支援措置を打つと、それから県の支援を仰ごうと、業界にも我慢してもらおうという話で動き出したというのが、今回のマサバ資源回復計画に至る背景であります。

だからその背景を、私は1990年代の2度の経験に若干かかわっていますので印象が強いんですけども、そのときの経験は、まき網に対して、「おたくらが今までとり過ぎたせいだと。今ここで搭載量をとり控えなさい。それはあなたたちの責務だ」という言い方だけでまき網を休ませようとしたんです。

しかし、経営状況はそれを許さなかった。「我々はほかにとるものがない」という話であったわけであります。

そういう経験を経て、今度浮き魚資源に国費の投入をして、資源回復の手だてをやったとったという背景の中で、今回の事態が進んでいるということを念頭に置いて、この後のご議論をしてほしいと私は思います。

さて、答えてもらえますかな。

佐藤資源管理推進室長

それで今、ほかのところでもあったように、先ほど斎藤班長が、いつも水産庁予算とった、とったって言い放しただけど、実際に自分が県と相談したら金がおりにきたためしがないと。どうなっているんだということを実は言われまして、まとめて説明をするように日本海北部会から言われております。

この後の議論のときに、サバだけにかかわらず、県、地先所をも含めて、どういう負担の問題が出てきていて、どういうことからそこで負担が不可能だったのかということの、全体説明をしたいとします。その中でまとめて、特にマサバの特徴を後で触れさせていただければと思います。

澁川部会長

それは県の支援の話ですね。

佐藤資源管理推進室長

はい、そうです。

澁川部会長

そうすると2番目の方の卓越年級群は今、いかがかという話をお願いします。

小松漁場資源課長

卓越年級群は92年と96年に発生しておりますけれども、最近じゃ、卓越が発生するのかということですが、まず卓越年級群の定義からしなくちゃなりません、余り期待しない方がよろしいかと思えます。

若干、計算上では加入がよくなっているということもありますけども、それはあくまでなだらかな加入でありまして、ぼっと何かが天井打ったように発生するということは、今のイワシとサバが海洋構造が変わって、30年周期で底を打っているという状況では、何ぼ卓越年級群が出ても知れたもんだと。これは大体スケソウダラにも言えることだろうと思えますね。

それが今変わって、カタクチイワシだとかスルメイカだとかサンマの方に資源が、良好な状態に移っていると考えられた方がいいと思えます。

うちの資源課の方では、数量管理の方がいいだろうと。ですからTACもABCも7万tレベル、現状の資源量も緩やかに8万tレベルに回復する。卓越に余り期待しないで、緩やかにやった方がいいという考え方は、去年1年間もずっと申し述べてきたとお

りでございます。

ただ、皆様が最終的にどうするかは、いろんな事情、経営の問題もあるでしょうから、そこで考えてもらいたいと思いますが、資源を見ている方からすると、余り何か卓越が起こるということに期待されない、地道な対応の方がよからうかと思います。

それからついでですので、第1回と第2回と第3回の24時間の休漁の実施の前後の状況について、暫定的にレビューしてみますと、1月19日の休漁の前はしけ、市場休漁、その後は7t、56tしけで、この時期の休漁が意味があったのかどうか。

それから、12月につきましては若干あったかと思いますがけれども、むしろやるならば、12月22日とか23日になりますと、700tとか1000tとか1700tとかの水揚げがあるわけですから、もし休むんなら、これも経営の問題がありますから簡単じゃありませんが、努力量削減という意味では、この時期の方がよかったんじゃないかならうか。これもやっぱりいろんな問題がありますから、資源のサイドから言えばそういうことです。

それから、最後の第3回の1月は前後、しけで全然出られないところで休んでいるわけですから、科学的、資源的に見ると、やってもここは効果がなかったんじゃないかならうかと思います。いずれにしろ、これは暫定的な評価ですので、うちは科学的に評価する責任を持っていますので、この辺、資源回復計画が資源管理上科学的に見て効果があるのかどうかということ、時間をかけながら、うちの方からも管理課を通じてアドバイスはしていきたいと思っています。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

今のお話で何かございますか。

福島委員。

福島委員

後で佐藤室長がお話しされるということですがけれども、たしか計画を策定するに当たりまして、昨年、外記委員から、もう少し国の方が手厚くというような御意見があったように記憶をいたしておりますけれども、先ほど担当者からの話では、既に北部まき網、私たちの所属している団体が、漁業者みずから3分の2を納得したというお話をされましたが、必ずしもそうではなくて、まだ16年の年度に入ったわけでもありませんが、ただ予算編成からいきますと、確かに先ほど山下委員から言われましたように、かなりさかのぼった時点で組まざるを得ないだろうと、私も思っております。

ただ、サバというものは私たちが漁獲してきた経験上からいきますと、1月から12月まで切れることなく毎月とれるという資源でも決してないだろうと思います。そしてまた、水産庁の小松課長さんからお話があったと思うんですが、これはやっぱりとれるときととれないときと、卓越があつたりなかつたりということ、お話のように、私も卓

越には正直言って、あんまり期待はいたしておりません。

それともう1つは、この先3月、4月、5月を15年度の後倒しで考えるという御意見も先ほどあったと思いますが、恐らく今までの経験からいき、また卓越があらわれてこないとするならば、その期間はほとんどサバは漁獲されることはないだろうと思います。盛漁期であったかつてのときでも、早くて6月末ぐらいだったんじゃないかなと考えております。

最近資源が減る、少なくなることによって、漁獲される秋のシーズンのスタートはどんどん後ろの方にいきまして、八戸沖なんかでも10月に入ってからとり始めるかなという環境だと思えます。

北の海になればなるほど、10月といいますと、先ほどのお話にもありましたようにしけが多くて、それこそ出漁日数が少なくなるということもありますので、漁獲されるであろうシーズンというものは、必ずしも1月から12月まででないんだということが、まず1つ言いたいですね。

もう1つは、後でお答えになるということですが、3分の2の漁業者の負担が16年度さっき言いましたように、これから漁獲されるのが秋シーズンになるだろうと思うんですが、そのときも休漁しながら漁業者にそれを強いるのかということが、我々北部まき網といたしましても、この先を考えた場合に、なかなかの問題を抱え込むんじゃないかなと。

ですから、とりあえず夏まではそういうふうな各県の考え方でやむを得ないのかなとは理解はしますけれども、とにかく暮れから16年度はまた来年3月までであるわけですから、その辺のところをよく御理解をいただいて、何とか支援の方法を。

できることなら、先ほども冒頭申し上げましたように、外記委員さんから昨年お話がありましたように、3分の2を国で、3分の1をできれば漁業者、従来どおりというふうをお願いを申し上げたい。

以上でございます。

議題3 資源回復計画に係る支援について

澁川部会長

3番目の話になっていますから、県の支援はどうなっているかという話です。

ただ、何度も私申し上げますけれども、2回の卓越年級群が出たという過去の経験を、個人的なお話をして御披露しますと、卓越年級群が出たというのは事前にわかっているわけじゃないんですよ。一定の時間的経過の中で、卓越年級群であつたらしいというのは、率直な私の印象です。これが1つ。

2つ目は、先ほど来私は国の支援がなかったという話をしましたけれども、そのとき

は全くなかったんですよ。ただ休みなさいという話で、「まき網さん、おたくらはその方がもうかるんじゃないですか」という言い方までされる方がありまして、そういう状態だったんですね。

その経験を踏まえて国は、支援をするというところまで進んだわけですから、これは休漁の方に疑念を持たれる方と、それから休漁したくないという方両方が、今、国が支援をなされておるといふ現実をどういふふうにとらえるかというふうに御判断いただかないと、このタイミングというチャンスはそうありませんよということじゃないかと思えますよ。

それでは3番目の「資源回復計画に係る支援について」でございます。マサバの話が話題になりましたけれども、実はマサバだけではありません。過年度にも話が出ました、例えば底びきでとったごみをうまく回収できないとか、まことにいい話がたくさんあったんですけども、その辺の話もどうなっているかということでもありますから、これはぜひとも完全支援の予算がどういふふうに行われて、都道府県がどういふふうに対応しているかという話を、事務局から全体、まずまとめて伺いましょう。お願いします。

阿部課長補佐

それでは、資料3につきまして説明いたします。

まず1枚目の資料が予算関係で、これまでの14年、15年度の執行状況をまとめたものでございまして、2枚目以降が資源回復計画、県名は伏せてありますけれども、各県別にどういふふうなお金の支出状況になっているのかというのを、また16年度の見込みを1月現在でございまして、それも含んだ形で資料をまとめたものでございます。

それでは、資料3の1枚目を説明いたします。資源回復計画の漁獲に基づく漁獲努力量の削減に対する支援の関係する事業といたしましては、資源回復計画推進支援事業、ここで係船休漁でありますとか、休漁している漁船を活用して漁場の清掃をしたりだとか、また休漁期間中に漁場監視をしたりだとか、そういうふうな漁船の活用。

また、漁具の目合いを大きくしようだとか、分離網を導入しようという漁具の改良に対する支援。あとは、小型魚を集めて中間育成して、再放流しようみたいなものに対する支援等々を実施してきているものでございます。これが資源回復計画の漁獲努力量削減措置のベースとなる事業であると考えております。

平成14年度でございますけれども、資料をごらんください。金額を入れておりますけれども、これはあくまでも国費ということで、国費としてどうかということでございます。予算額で4億円が確保できていたわけでございますけれども、平成14年度の使用実績額で言いますと3800万、1割程度だと。

その内訳を見ますと、平成14年度に計画が策定されたものとしたしましては、からの計画があったわけでございますけれども、結局、予算が執行できたのはのサワラ瀬戸内海系群資源回復計画に係る部分でございます。

15年度につきましては6億円の予算を確保しまして、使用実績額、これは見込みも含んでいるわけでございますけれども、2億6600万ということで、大体半分弱ぐらいの使用になると考えております。

この内訳でございますけれども、サワラ、伊勢湾・三河湾小底、日本海西部のアカガレイ、太平洋北部の沖合性カレイ類はゼロ。日本海北部のマガレイ、ハタハタ、マサバ太平洋系群という6つの計画のうち、5つに対して支出しておるわけでございますけれども、この金額を見ていただくと、ほとんどがマサバ太平洋系群に係るものであるという状況になっております。

続きまして、2の資源回復推進等再編整備事業、これは減船に係るものでございます。平成14年度でございますけれども、これにつきましては30億弱の減船予算を準備しておったわけですが、資源回復計画に基づいての減船はありませんでしたので、14年度はゼロでございます。

15年度でございますけれども、15億円の予算があったわけでございますが、使用実績額といたしましては、5500万プラスアルファとなっておりますが、5500万といえますのは、内訳のところにあります日本海北部マガレイ、ハタハタの1300万、これは沖底1カ統の1隻の減船でございます。

マサバ太平洋系群につきましては、先ほど説明いたしましたミニ減船、運搬船1隻の減船が大体4200万程度の支援になっておりまして、プラスアルファというのは、先ほど説明しました1カ統の減船を計画中ですので、それが入ってくれば金額がふえてくるということでございます。

続きまして3番目でございますけれども、資源回復支援基盤整備事業です。この事業は公共事業でございます。公共事業で漁場の整備を行うような事業。あとは中間育成場だとか、そういうふうな整備ができるような事業でございますけれども、その事業で平成15年度から資源回復支援基盤整備事業という、資源回復支援という表題をつけまして、資源回復計画で休漁するという漁船を、公共事業で実施する海底耕耘なんかを活用しようということの内容したものでございます。

公共事業ですので、水産庁としてはかなり予算額を準備しておったわけで、94億円あったわけでございますけれども、休漁漁船を活用した海底耕耘という意味で言いますと、使用実績としては15年度はゼロであったという状況でございます。

これを見ていただくと、国等の予算に対して執行状況が一番いい年のものであっても、1の事業の平成15年度であっても50%以下となっているということでございます。

この状況につきましては、国費はこのように足りておるわけです。どこがどういうことかということと言いますと、やはり国、都道府県、漁業者が3分の1ずつを負担するわけでございますけれども、非常に県の方の財政が厳しいという話等々から、都道府県の予算額に大体準じて国費も決まってくる。県に合わせて国も3分の1額を出す。漁業

者も3分の1を負担するという状況で事業が進行している状況でございます。

資料の2ページ目以降を説明いたします。これはちょっと字が細かくて、数字も細かいので非常に見づらい資料になっておるわけですが、一番上に載っておりますのは、サワラ瀬戸内海系群に係る、どれぐらいのお金を支出したかがわかるような資料としております。関係県としては11県ございますが、これは県名は伏せておりますので、A県からK県までということです。

対象漁業種類としては、サワラ流し網漁業だとかひき縄漁業、はなつぎ漁業、サワラ船びき網漁業、さごし巾着網漁業という漁業種類があるわけですが、このうちサワラ流し網漁業につきましては、11県のサワラ流し網漁業者が春漁か秋漁のどちらかを休漁するというのと、網目を統一するというところでやっております。

これに対して我々の評価としては、ここ14年、15年、16年の実績を見てみましても、おおむね漁業者がそういうふうな要望をしておる県については、基本的に金額が県の負担もでき、国費も支出され、サワラについては支援事業の実績がうまくついてきているのではないかと評価しております。

中にはひき縄漁業というものと、削減措置がサワラ目的の採捕の禁止となっておりまして、そういうふうなものに対しては、支援事業として支援する枠組みがございません。

また、船びき網とかはなつぎ網とかさごし巾着網につきましても、漁獲量の上限の設定みたいなものですので、これに対しては制度上、支援をするような内容となっておりますので支援をしていない。

サワラ瀬戸内海系群につきましては、一番最初の計画で県の御努力もあり、漁業者の要望をした予算執行ができていないんじゃないかと思っております。

続きまして下の方で、伊勢湾・三河湾小型機船底引き網漁業対象種資源回復計画でございます。これは関係県3県あるわけですが、このうち漁獲努力量の削減ということで、現在進行中のものはL県とM県とあります。

この削減措置の内容といたしましては、小型魚の採捕制限でありますとか、休漁期間を1カ月設定して休漁しましょうと。

あと、漁具の改良というのは、シャワー施設の導入みたいなものを念頭に置いているんですが、シャワー施設の導入だとか、種苗の放流などということがあるわけですが、この削減措置の内容で言いますと、小型魚の水揚げ制限につきましては支援事業の対象にはならないということですが、シャワー装置の導入、休漁期間の設定につきましては支援事業の対象となる。また、漁業者からの要望もあるということでございますけれども、平成15年度におきましては、このうちのシャワー施設の導入について、L県において予算措置がされ、導入された。

先ほど室長からも話がありましたし、E県出身の委員の方からも話がありましたけれ

ども、シャワー施設の導入については既に実行されているということでございます。

16年度におきましては、休漁に対する支援を、漁業者側とすれば長年の悲願としておったわけですがけれども、県の御努力もあり、県費ベースで1600万と1400万、事業費ベースで言いますと9000万近い事業費で休漁を実施できるということでありまして、伊勢湾・三河湾を実施3年目において、ようやく計画メニューの大半が予算措置されることにより、実施できるような状況にあると考えております。

続きまして日本海西部のアカガレイ（ズワイガニ）でございます。これは沖底、小底が対象になるわけですがけれども、保護区・保護礁の設置だとか、改良網の導入とか休漁だとかがあるわけですが、このうちお金の関係で言いますと、改良網の導入について、O県、P県、Q県でそれぞれ負担しております。財政状況が厳しい中で、O県、P県につきましては県費ベースで1000万以上、事業費ベースで3000万円を超える事業が改良漁具に実施されるということです。

またQ県におきましては、改良漁具の導入に合わせて、休漁漁船を活用した海底耕耘ということで、これも実際のようになっています。

P県におきましては、公共事業を活用した漁船の活用みたいなものも、平成15年度から実施したようでございますけれども、これは先ほど一番最初に説明しました資源回復計画基盤整備事業で実施したものでありませんので、実績としてはゼロ扱いにしております。

続きまして、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画でございます。こちらの方は、沖底船、小底船が対象となりますけれども、削減措置の内容としては保護区域の設定となっておりまして、この保護区域の設定につきましては、支援事業の対象となっておりますので、お金の支出はありません。

ただ、保護区域の設定というのは、一番最初にこの資源回復計画をつくるときに、対象魚種がサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウということで、これに対して生態的な知見が余り集まっていなかったと、漁業者と相談する中で、ある特定の時期に特定の海域に集まるという話が出ましたので、そうしたらそこを保護区にしようという話ができおりまして、その保護区以外にも漁具の改良をして、目合いの拡大だとか分離網の導入というもので小型魚を保護するような方法だとか、あと漁業者の中には休漁してもいいよという話をしていた漁業者もいたわけでございますけれども、こちらについては県内でまとまらなかったということで、実施が見送られておる状況でございます。沖合性カレイ類につきましては、予算の執行がなされておられません。

続きまして、日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画でございます。これにつきましては、沖底船、小底船、刺し網漁業の船などが対象となるわけでございます。このうち、a県における沖底の減船につきましては、沖底船というのは大臣許可漁業船で、県の負担は任意でございますけれども、任意の上乗せをしてもらって、できるだけ漁業

者の負担を少なくなるようにということとなされておりまして聞いております。

c県におきまして、15年度においては漁具の改良ということで、70万強の事業費ベースの事業が実施されております。

あと、実は平成16年度におきまして、c県、d県で休漁を実施するというところで準備しておいたわけです。そのうちc県におきましては、底引き船の漁業者に1カ月ぐらい休漁する話をしていたんです。金額の提示近くまで漁業者に説明しておいたんですが、結局、最終的に県の予算が確保できなかったということで、休漁の実施が見送られることになりまして、保護区域の設定で今準備をし直しているということでございます。

d県におきましては、先ほど1枚目で説明しました資源回復計画推進支援事業、3番の資源回復基盤整備事業の2つの事業をうまく活用して、総額で6000万近い事業を実施されることになっております。

続きまして、マサバ太平洋系群資源回復計画でございます。こちらにつきましては先ほども私の方から簡単に説明しましたが、平成15年度におきましては県の予算措置が間に合わないということで、休漁に対する県の支援なく、国費と漁業者負担で実施することになっております。

他方、減船につきましては、i県においてミニ減船に対する運搬船1隻の減船に対し、任意上乗せの分の負担が出されております。

あと、16年度の部分でございますけれども、説明したとおり、国費の充当はできるわけですが、県費の方がどこも予算措置ができなかったということで、先ほど福島委員の方からは、まだ業界の中でまとまってたと、はっきり言われたけど、それはちょっとという話がありましたけれども、漁業者の負担で実施していただけるものというふうに、我々の方は理解しております。

説明については以上です。

澁川部会長

それでは、ただいまの阿部補佐の説明に、何か御質問ございますか。

いかがでございますか。当海区だけではなくて日本海、ズワイガニもかなり進んでいるような気配がありますけれども。それから、瀬戸内海のサワラ、かなり具体的な話が出ました。それと当方でありまして。全部一緒に出ておりますので。

でも、なかなか全体を通じて県の対応は渋いところが見られますですね。そういう状況ですが、この資料について特に質問ございませんでしょうか。

ないようですと、今までの県の支援についての山下委員、それから福島委員等の御質問に対する答えを佐藤室長、財政当局と折衝をしておりますので、その辺の背景も含めて答えていただこうと思っておりますが、いかがですか。いいですか。

それでは佐藤さん。

佐藤資源管理推進室長

2点あったと思うんですが、山下委員の方からの、マサバの回復計画に県費が1円もつかなかったというのは、これは何か構造的問題などを含んでいるのではないかという御質問についてです。

そもそも、実は同じように、減船に対する支援制度がございますが、これは国の大臣許可は都道府県の負担は任意上乘せという制度をとっております。それに対して、資源回復計画の休漁は、国3分の1、都道府県3分の1、それから漁業者3分の1ということで、みんな3分の1を持ち合うという形になっております。だからこの制度上、都道府県のお金が足らなければ、全体が崩れるという形になっているんですが、じゃあ、なぜそこに差がついたかといいますと、従来からもそうなんですけど、減船というものについては、許可を出している以上はその者が主体的に責任を持つ。

都道府県の許可の場合は都道府県の3分の1というか、それぞれ必ず持たなきゃいけないという制度をつくっております。

ところが休漁については、私どもは資源というものに着目したときに、裨益性は若干差はあるにしても、これは大臣許可にも知事許可にも、A県、B県にも網羅的に影響が及ぶ。かつ減船であれば経営支援なりの部分のみの効果ですが、漁獲量がふえるということは、その地域の流通加工、冷蔵庫も含めて、周辺産業にも大きな影響を及ぼす。地域に与える経営効果は資源回復の方が大きいということから、実はそういう設計をしたんです。

そのときに1つ疑問があったのは、いろんなところから来ているところの漁船については、地域との受益性が非常に差があるんじゃないだろうか。それを一律に3分の1にしたときに、本当にうまく動くだろうかという話は、実は当時から指摘はされておりました。

ただ、一応国も金を出すという場合には、当時までの感覚であれば、関係県からの支援措置も比較的財政上出しやすかった例が多かったと考えておまして、そこはそういうふうに整理しました。しかしながら、まき網に金が出ないのは特に幾つか理由があるんですが、日本海側の県は、自県の船が太平洋側に行っていることは知っているし、そこで乗組員なり経営者が収入を上げて地方税も払っているのがあるかもしれないが、太平洋の資源を復活するのに、何で日本海側の県が金を出さなきゃいけないのかという単純な疑問が出てきました。

その問題点はあらかじめ予想できたんですが、しかし、今までであればそう言っても自主上乘せする例が多かった。しかしまき網の資源回復は中途半端なお金じゃないということもあり、県の財政事情から今非常に難しい事情がある。

つまり、もともと出しにくいところに対して県の事情が非常に難しいと。だから、先ほど言いましたように、ほかの理由もありますが、まき網については非常にいろんなところから船が来ていますから、その船を所属している県と資源回復の受益性のバランス

が欠けたんじゃないかというのが一つありました。これが特殊性の1つです。

次は、先ほどからありますように、回復計画の手法と効果予測について、非常に難しい問題があると。つまり、確実にこうやればこうなりますよ、この日休めば必ずこれだけの効果があるという点で、非常に資源の変動との間で説明が難しいということ。

それから3つ目は、これはあんまりこういう場では言いたくないんですが、地域によっては漁業調整問題を抱えていて、まき網との感情的な問題で、まき網の人が資源を悪化させたんじゃないかという雰囲気の中で、なかなか県内での納得が得られないんだということを、一部の県の方は説明しておりました。

それから福島委員からもありました、昨年もそうだったんですけど、県が出さなければ国が出しなさいということでもあります。

それから、先般も北部まき網の協会の方が、部長とか課長の方に来られまして、15年度は物理的に県の負担が困難だということでその分を業界で負担したと。

それから16年についても、福島委員いわく何も全部やるとは言っていないけど、当面は3分の2の負担でやっていくという形の御説明なんですけど、私どもとしては、まき網の経営が去年あたりから今年にかけ相当厳しいものがある中でも負担していただいているということについては、本当に高く評価するところであります。

ただ、都道府県のお金がないから国のお金を出しますという単純なことには、極めて困難であると言わざるを得ません。

なぜかという、その基本には、国と都道府県の税財政をめぐる見直しというか、三位一体改革というものがございまして、地方の財政上の負担のきしみはいろんなところから出てくる。恐らくそういうものが出てくるからこそ、地方のスリム化につながると財務省はみています。よって、そのきしみが出てきたから、はい、そうですかといって国費を上げるということについては、全体としての財務省の方針で、恐らく極めて困難ではなかろうかと言わざるを得ないわけです。

ただ、先ほどもありましたように、県によっては水産行政で一番重要なもので、何にお金を投入しなきゃいけないかということで、相当厳しい中でも折衝して財源を確保していただいている例もありますので、私どもとしては、引き続き地方負担などの確保にお願いしていくしかないんです。

それ以外にも幾つか、先ほど部長が言いましたように、資源は回復したけれどもお金がついてこない、魚価が上がらないという問題もありまして、成功すれば成功したなりに問題が出てくる。いずれにしても、事業が途中でこれによってストップしてしまうのは非常に困るということでございますので、ちょうど平成16年が一つの区切りで、17年度に向かってどういう予算を組み立てていけばいいのかということ、今検討を開始する段階にありますので、そういう中でこれらの問題をどう解決していくかということ、検討していきたいということでもあります。

澁川部会長

今の説明を、私はよう集約しませんので。非常に重い説明だったと思いますね。

思い起こしてほしいのは、私が最初に言うた話なんですよ。ここまで達した、要するに少なくとも過去よりは前進しているんだということをどう評価するかという視点に立つということと、それからこれまで佐藤室長が努力してきた延長上で、さらに努力してほしいという、それはいいんです。そうでなければだめだと言うた途端に、この手の話は進みませんから。前回もそうでした。

だからそれは、批判的な方にも、また支援がなければようやらんぞという当事者の両方に私は申し上げたいですね、これは。それだけです。だから、これはよう解説しません。

だけど、過去の経験からしたら、少なくとも一步進んでいるはずなんですよ、周辺環境は。それから、もっと厳しい環境になっているということだろうと思いますよ。

だからそこをよくしんしゃくされて、この委員会でこの後、審議を進めていく。新たな回復計画に取り組んでいくということじゃないかと思いますけどね。

さて、そこまで申し上げて、さらに質問ありますか。

どうぞ。

福島委員

質問ではございません。あしたまた北部会が行われます。何も申し上げないことをここで申し上げておきます。(笑声)

ただし、漁業者の代表といたしまして、先ほど北部まき網連合会の話も出ましたけれども、必ずしも皆さんがそう納得しているというふうに私は考えておりません。

ただ、今までの佐藤室長の御努力によりまして、ここまでつくり上げていただいたということに、前回から感謝申し上げますということをたしか申し上げたと思うんですが、そういう意味では私なりに、少なからずこの問題に関しては理解をしているつもりです。よって、あしたは発言をいたしません。

以上です。

澁川部会長

どうぞ。

外記委員

やっぱりサバの関連でございますけれども、水平線から水平線までマサバがいっぱいだった 35 年ぐらい前と比べまして、マサバの姿が本当に見えなくなりました。大中型のまき網の皆さんとしても、今の船団として対象魚種でございましたマイワシ及びマサバがいなくなりました大変御苦労されているというふうに考えております。

ただ、日本人にとって大切なマサバ資源をこれから維持していく段階で、私はやっぱり減船というものも当然考えていかなければいけないと思いますけれども、今の状況の

中では減船、休漁で資源回復をすることに、一応建前上はなっております。

しかしながら、減船をされる方は運搬船1隻だと聞いておりまして、その後1カ統という話がちらっとございますけど、私は今のまき網の経営者の皆さんが減船に手を挙げる事ができない。そういう減船支援の中身かなと考えておりまして、仮に、目的どおり資源回復が徐々に行われたといたしましても、今の大中型まき網の設備、あるいは漁法につきましては、必ずや先にいってまた資源でつまづく時代が来るんじゃないかなと考えておりまして、私はやっぱり優先的には減船をすることによって手を挙げるまき網の皆さんに支援をすることも、休漁以上に大事じゃないかなと考えておりまして、減船支援が20億という数字の中で、今計画されているようでございますけれども、私はもうちょっと減船に対して手を挙げやすいような制度にできないかなということ、御提案申し上げる次第でございます。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

部長もお見えになっていますので、御回答いただければと思いますが、大変難しい話でしょうね。

議題4 その他

澁川部会長

ところで、もう時間も過ぎましたので、その他でございますけれども、本日の委員会、取り上げるべき事項はございますか。

なければ、次回の開催日程等を、事務局より説明をお願いします。

斎藤課長補佐

伊勢湾・三河湾の漁業対象種の拡大の検討状況にもよりますが、定例の部会といたしましては例年どおり、本委員会とあわせて9月ないし10月ごろを予定しております。

澁川部会長

ありがとうございました。それでは、部長から御発言いただけるそうでございますので、お願いします。

竹谷資源管理部長

先ほど佐藤室長から申し上げたことに尽きるわけでございますけれども、1月からまだ2カ月ちょっとでございますが、その間にいろいろな機会にまき網の方々からも承っておりますし、また資源回復計画を一生懸命それぞれ関係漁業者の方、また水産庁の担当も一生懸命やっておるわけですが、なかなか進まない部分がある、あるいは県との調整の部分で難しい部分があります。そういうことの中で議論しながらやっております。

そういうのをいろいろ分析していきますと、先ほど佐藤室長から申し上げた分析に尽きまして、またその前に阿部補佐から申し上げたように、国としてはこれだけ予算を用意したのに、どうして使ってもらえないんだろなという思いがあるわけでございます。

他方、そういうことを言ってもしょうがないので、今度 16 年度までが今までの資源回復計画に着手する一応の区切りになっています。17 年度からは新たなステージに入っていきますから、そこに向けて予算をどう考えていったらいいのだろうかというステージであります。

なかなか単純に、国と地方との関係だけで済ませるような情勢ではないんですけども、いろんな工夫を考えて、資源回復をし、また資源回復をした成果が本当に沖合、沿岸も含めた経営の改善に結びついていくような予算というものはどういうものがあるんだろうということの、もう少し幅広い視点で考えていきたいと思っております。

きょうは、実情が厳しいお話をいろいろ伺いましたから、それらもぜひ念頭に置いて、17 年度以降の予算の検討が始まってまいりますので、それらに結びつけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

澁川部会長

部長からお話をちょうだいしました。検討が始まるということになるようでございます。

これからも、我々部会も応援するところはしっかりしていかないとしますので、よろしくお願い申し上げます。

それではきょうはこれで閉会といたしますが、議事録署名人の亀尾委員さんと福島委員さんはよろしくお願いいたします。

長時間、どうもありがとうございました。お疲れでございました。

閉 会